

令和2年第8回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年7月10日（金） 午後3時

2 開催場所 五所川原市役所3階議会委員会室

3 出席委員 17名

会 長

20番 斎藤 靖裕

会長職務代理者

19番 長尾 信彦

委 員

1番 平山 洋志

2番 阿部 喜代志

4番 川浪 輝雄

5番 相馬 孝雄

6番 柳原 真

7番 白戸 裕丈

8番 小野 列子

9番 土岐 敏教

10番 中川 満善

11番 小山内 清人

13番 佐野 一

14番 秋田谷 悟

16番 岩谷 博

17番 原田 繁福

18番 徳田 長弘

4 欠席委員 3名

3番 櫻井 良一

12番 森 義博

15番 和島 勇人

5 次 第

(1) 開会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(6) 議事

議案第41号

農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第42号

農地法5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第43号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について

議案第44号

農用地利用配分計画案に係る意見について

議案第45号

地目変更登記に係る照会に対する調査結果について

議案第46号

農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

報告第15号

農用地利用配分計画の認可について

報告第16号

農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

6 その他

7 閉会

8 参 与

農業委員会事務局

事務局長 浅利 寿夫

次長 川口 均

農地係長 斎藤 和広

農政係長 田附 浩司

農業委員会金木支所

支所長 秋村 正紀

農林水産課

主任 岩根 亮平

(開会時刻 午後 3 時)

司 会 定刻になりましたので、ただいまより令和 2 年第 8 回
総会を開会いたします。
はじめに、斎藤会長より挨拶を申し述べます。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、次第 3 「議長選出」ですが、五所川原市農業委員
会総会規則第 5 条により「会長は、会議の議長となり議事
を整理する」と規定されておりますので、会長に議長をお
願いします。
斎藤会長、よろしく申し上げます。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間、議長を務めますので、議事進行に
つきましてご協力をお願い致します。

本委員会の在籍委員数は 20 名であります。本日の出席
委員数は 17 名であり、定足数に達しており会議が成立い
たしました。

まず、次第 4 「議事録署名者の指名及び書記の任命」
を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第 26 条に規定する署
名者の指名ですが、私から指名させていただくことにご
異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 異議なしの声がありましたので、私から指名させてい
ただきます。

議事録署名者には、10番 中川委員、13番 佐野委員のご両名を指名いたします。

また、書記には田附農政係長を任命いたします。

なお、参与として、浅利事務局長、川口次長、斎藤農地係長、秋村金木支所長、農林水産課 岩根主任にお願いいたします。

次に、次第5「業務報告」を参与から報告していただきます。

参 与 (報告)

令和2年6月25日午前9時30分から市役所2階会議室においてあっせん委員会を神山勲推進委員と事務局で行いました。

3条有償移転事業3件を適正に処理したことを報告いたします。

また、令和2年6月29日午前9時30分から白戸裕丈委員、平山洋志委員、桑田孝子推進委員で五所川原地区の登記官照会1件、同日午前9時40分から平山洋志委員、桑田孝子推進委員で五所川原地区の5条転用4件の現地調査を行いました。

議 長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第41号「農地法第3条1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 (議案説明)

1ページをご覧ください。

議案第41号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものであります。

申請件数は、有償所有権移転10件、無償所有権移転4件です。

2 ページをご覧ください。

1 番 十三土佐、田1筆、4, 207 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

農業委員会あっせん総額630, 000円の有償移転です。

2 番 大字原子字志多、田1筆、302 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

農業委員会あっせん総額50, 000円の有償移転です。

3 番 大字持子沢字隠川、畑1筆、5, 510 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

農業委員会あっせん総額280, 000円の有償移転です。

4 番 大字稲実字開野、田2筆、合計6, 208 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

総額1, 870, 000円の有償移転です。

5 番 大字梅田字薄井、畑1筆、725 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

総額10, 000円の有償移転です。

6 番 大字唐笠柳字藤巻、田1筆、1, 189 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

総額 3, 590, 000 円の有償移転です。

7 番 大字持子沢字隠川、畑 2 筆、合計 3, 007 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

総額 310, 000 円の有償移転です。

8 番 大字福山字広富ほか、田 5 筆、合計 9, 204
m²、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

総額 2, 400, 000 円の有償移転です。

9 番 大字梅田字燕口、畑 1 筆、913 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

総額 100, 000 円の有償移転です。

10 番 大字豊成字田子ノ浦、田 1 筆、1, 576 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

総額 350, 000 円の有償移転です。

11 番 大字羽野木沢字実吉、畑 1 筆、1, 081 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

贈与による無償移転です。

12 番 大字藻川字川袋、田 1 筆、1, 310 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

贈与による無償移転です。

13 番 大字藻川字川袋、畑 1 筆、1, 051 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

贈与による有償移転です。

14 番 大字唐笠柳字藤巻ほか、田 2 筆、合計 2, 7

65㎡、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。

以上、皆様のお手元にお配りしております調査書のとおり農地法第3条第2項の不許可要件に該当せずすべて許可相当であると判断されます。

議長 議案第41号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、原案のとおり許可いたします。

続きまして、議案第42号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 (議案説明)

7ページをご覧ください。

議案第42号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」

農地法施行令第10条第1項の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものです。

申請件数は、所有権移転4件、賃借権設定1件です。

8ページをご覧ください。

1番 磯松磯野、田1筆、1,262.7㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は風況観測塔の一時転用継続です。

申請地は、市浦総合支所から北西へ約2.7kmに位置し、良好な営農条件を備えている農地であり、規模が10a以上であるため第1種農地と判断されます。

申請人は西津軽地域における洋上風力発電を計画し、可能性調査に必要な風データを取得するため計画地域に面した海岸線沿いの場所を3年前に一時転用許可を受けたが電波障害等で調査が不十分であったため再度、今回の申請に至った。

土地利用計画、農地復元計画については、添付書類により妥当と判断され、風況観測塔は細長い線状の工作物であり給排水設備はなく、日照、通風の影響をほとんど受けることはありません。

資力、信用についても問題なく営農に悪影響がないものと判断し、転用にあたり許可相当であると判断されます。

2番 字烏森、田1筆、142㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は建売住宅建設です。

申請地は五所川原市役所から南東へ約1kmに位置し、市街地の区域内または市街化の傾向が著しい区域内にある農地で、宅地化の状況が都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている第1種低層住居専用地域にある農地

であるため第3種農地であると判断されます。

申請人は、不動産業等を行っている譲受法人が建売住宅事業のため土地を探しており今回の申請に至った。

土地利用については、建売住宅であり、計画図より妥当と判断される。資力・信用についても問題なく遅滞なく事業に供するものと思われる。

周囲には住宅が相当数建築されており、大型ショッピングセンターに近いなど立地条件からも建売住宅販売は遅滞なく行われ、隣接地に農地がなくコンクリート擁壁で囲まれていることから周辺に影響がなく転用にあたり許可相当であると判断されます。

3番 大字漆川字袖掛、田1筆、1, 013㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は資材置場です。

申請地は、五所川原市役所から東へ約1kmに位置し、市街地の区域内または市街化の傾向が著しい区域内にある農地で宅地化の状況が都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている第1種低層住居専用地域にある農地であるため第3種農地であると判断されます。

譲受法人は建築業を営んでおり、多方面に造成工事を行うため資材置場に合う土地を探してた。

申請地は県道沿いに面し、さらに高速道路に比較的近いことため今回の申請に至った。

北側は宅地、南側と東側は道路に面しているため周囲に農地は存在しない。道路部分は465㎡、資材置場548㎡の利用になり、土地利用計画については計画図より申請地を有効に利用できるものと

判断されます。

資力・信用についても問題なく、遅滞なく事業に供するものと思われ、転用にあたり許可相当であると判断されます。

4 番 大字漆川字袖掛、田 1 筆、2, 997 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由はドラッグストアの建設です。

申請地は、五所川原市役所から東へ約 1 km に位置し、市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で宅地化の状況が都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められている第 1 種低層住居専用地域にある農地であるため第 3 種農地であると判断されます。

申請人はドラッグストア経営のため該当地を探していた。譲渡人が所有する田の申請に至ったもので土地利用計画については添付書類により妥当と判断され、周囲に居宅が多いことから周辺住民生活に貢献でき、転用にあたり許可相当であると判断されます。

交通量も多く、近くに競合店がないため地域住民の利便性も考慮し最適な場所と判断される。

南側・東側は市道に接しており、水路に面している北側は L 型擁壁工事により土砂の流出を防ぐ。

土地利用については、計画図より申請地を有効に利用できるものと判断されます。

資力・信用についても問題なく遅滞なく事業に供するものと思われ、転用にあたり許可相当であると判断されます。

5 番 大字唐笠柳字藤巻、田 1 筆、7, 654 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は建売分譲住宅建設です。

申請地は五所川原市役所から南東へ約1.2kmに位置し、良好な営農条件を備えている農地で、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されます。(不許可の例外である集落と接続した居宅住宅)

譲受法人は不動産業を営んでおり、建売分譲住宅27棟新築のため条件に合う土地を探していた。

申請地は市街地から津軽自動車道に通じる県道線付近に位置し、付近に大型商業施設やショッピングセンターが近く、周囲には住宅が相当数建築され、住宅地としての利便性がよく、住宅の需要が見込まれると考え選定されたものであり、土地利用計画については添付書類により妥当と判断され、申請地は周辺農地に土砂が流出しないようにL型擁壁を設置し、雑排水は浄化槽で処理し、雨水はU型側溝を通し、取水枡を経て水路に流すため周辺農地に被害を及ぼすことがないと思われることから転用にあたり許可相当であると判断されます。

申請地の位置については、10、11ページをご覧ください。

議長 議案第42号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第42号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第42号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定します。

続きまして、議案第43号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 (議案説明)

12ページをご覧ください。

議案第43号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について」

五所川原市長から農用地利用集積計画作成のため協議があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

件数は、利用権設定12件、所有権移転1件です。

13ページ番号1番から20ページ12番までの利用権設定12件については皆様のお手元にお配りしてあります農業経営基盤強化促進法第18条の調査書のとおり許可要件を満たしております。

21ページ番号1番の所有権移転1件につきましては、あっせん委員会によるあおもり農林業支援センターになります。

議長 議案第43号についての説明が終わりました。

閲覧時間を5分とりますので、閲覧をお願いします。

委員 (5分間閲覧)

議長 それでは時間となりましたので、議案第43号について審議いたします。
 ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第43号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第43号について原案のとおり決定いたします。

 続きまして、議案第44号「農地利用配分計画案に係る意見について」を議題といたします。
 参与から説明をお願いします。

参与 (議案説明)

 22ページをご覧ください。

 議案第44号「農用地利用配分計画案に係る意見について」

 五所川原市長から別紙のとおり農用地利用配分計画案について協議があったので農業委員会の意見を求めるものであります。

 件数は1件です。

 別紙A3サイズの一枚用紙をご覧ください。

1番 利用権の設定を受けるもの、設定するものは記載のとおりです。利用権を設定する農用地は大字長富字二之沢添、田4筆、期間は5年。

 借り賃は10aあたり20,000円です。

受け手の決定理由は、経営地に隣接のほか借受希望者のうち経営地に最も近接です。

以上のことから、配分計画案の利用権を設定する農地は、農地中間管理機構が借り受けた農地の転貸となります。

受け手の選定については、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、受け手の経営地と貸付地が隣接しているまたは貸付地を作業受託していた等のルールにより市農林水産課が選定しています。

以上です。

議 長 議案第44号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (なし)

議 長 ご質問がないようですので、議案第44号について原案のとおり決定いたします。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第44号について原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第45号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 (議案説明)

23ページをご覧ください。

議案第45号「地目変更登記に係る照会に対する調査

結果について」

青森地方法務局五所川原支局登記官より標記照会がありました。

件数は1件、農地の所在は大字稲実字開野、田1筆、土地の所有者は記載のとおりです。

変更後の地目は宅地であり、調査の結果、非農地であると判断され、事務局長名で回答したので承認を求めるものです。

以上です。

議長 議案第45号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第45号について承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第45号について原案のとおり承認いたします。

続きまして、議案第46号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。

参与 (議案説明)

24ページをご覧ください。

議案第46号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により五所川原市長より別紙のとおり依頼があっ

たので意見を求めるものです。

農用地区域からの除外3件です。

25ページをご覧ください。

整理番号令和2年1番変更の区分は除外、変更する農地の所在は大字湊字船越、変更面積は657㎡、現況、台帳地目は畑です。変更する理由は農家住宅及び作業場の敷地変更で申出者は記載のとおりです。

申請地は、五所川原市役所から南西へ約2.2kmに位置し、市街地の区域内または市街化の傾向が著しい区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で規模が10ha未満であります。

申請人からの変更申出書によりますと、事業目的は、農家住宅及び作業場の敷地で土地利用計画から建築規模の目安となる1,000㎡以内であり、計画図より申請地を有効に利用できるものと判断され、資力・信用について問題なく遅滞なく事業に供するものと判断されます。

整理番号令和2年2番変更の区分は除外、変更する農地の所在は大字米田字八ッ橋、変更面積は1,294㎡、現況、台帳地目は田です。変更する理由は既存敷地の拡張です。申出書は記載のとおりです。

申請地は、五所川原市役所から南東へ約2.2kmに位置し、農地が散在し、周囲を宅地等に囲まれた小集団の農地で、その規模がおおむね10ha以上であるため不許可の例外として既存敷地2分の1拡張（第1種農地）と判断されます。

申請人からの変更申出書によりますと、事業目的は駐車場及び園庭の拡張で土地利用計画から既存敷地2分の1拡張であり、計画図より申請地を有効に利用できるものと判断され、資力・信用についても問題なく遅滞なく事業に

供するものと判断されます。

整理番号令和2年3番変更の区分は除外、変更する農地の所在は大字唐笠柳字藤巻、変更面積は4,600㎡、現況地目は畑、台帳地目は田です。変更する理由は資材置場です。申出者は記載のとおりです。

申請地は、五所川原市役所から南東へ約1.6kmに位置し、良好な営農条件を備えている農地で10ha以上規模の一団の農地であるため不許可の例外として集落接続（第1種農地）と判断されます。

申請人からの変更申出書によりますと、事業目的は資材置場で土地利用計画から資材置場3,450㎡、通路1,150㎡であり、計画図より申請地を有効に利用できるものと判断され、資力・信用についても問題なく遅滞なく事業に供するものと判断されます。

以上のことから、農振除外及び農地転用が可能な案件であり、許可相当であると判断されます。

計画変更箇所位置図は26ページをご覧ください。

議長 議案第46号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第46号について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第46号について決定し、許可相当の意見を付して市長に送付することに決定い

たします。

以上、議案第41号から議案第46号まですべての審議が終了いたしました。

報告第15号、16号につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の会議のすべてを終了いたします。慎重なご審議ありがとうございました。

(閉会時刻 午後3時45分)

以上、会議の顛末を記録し、事実相違ないことを証するため署名する。

(齋藤 靖裕)

会 長

(中川 満善)

10番委員

(佐野 一)

13番委員
